



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1526 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 1527 大規模小売店舗立地法による岩出町から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1528 県営土地改良事業の完了 (農村計画課)
- 1529 県営土地改良事業の計画変更後の計画概要 (")
- 1530 " (")
- 1531 保安林の指定の解除 (森林整備課)

○ 公告

- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 港湾施設内の放置船舶の除去 (管理整備課)

告 示

和歌山県告示第1526号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南歯 37-17	医療法人清真会 海南歯科診療所	海南市名高145	平成 17.11.7

和歌山県告示第1527号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
岩出ショッピングシティ
和歌山県那賀郡岩出町大字西野30外

2 意見の概要

周辺住民の生活環境全般に悪影響を及ぼすことのないよう、特に夜間における青少年等の娯集による近隣住民等への騒音被害の防止に努め、万一、このようなことについて地域

住民から苦情等が発生した場合には、当該事業者において誠意を持ってその解決に当たること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野209)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年11月25日から平成17年12月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1528号

県営中山間地域総合整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 県営中山間地域総合整備事業(天野地区)
- 2 確定年月日 平成14年5月14日
- 3 工事を完了した時期 平成15年10月30日

和歌山県告示第1529号

県営広域営農団地農道整備事業(紀の里地区)の計画変更をするため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業の計画の概要について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

県営広域営農団地農道整備事業(紀の里地区)変更計画概要書

2 縦覧の期間

平成17年11月28日から平成17年12月26日まで

3 縦覧場所 紀の川市

4 意見書の提出方法

(1) 提出方法 郵送又は持参

(2) 記載事項

ア 意見提出者の住所及び氏名

イ 意見の内容及び理由

和歌山県告示第1530号

県営広域営農団地農道整備事業(紀の川左岸地区)の計画変更をするため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業の計画の概要について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

県営広域営農団地農道整備事業(紀の川左岸地区)変更計画概要書

2 縦覧の期間

平成17年11月28日から平成17年12月26日まで

3 縦覧場所

橋本市役所、かつらぎ町役場、九度山町役場及び高野口町役場

4 意見書の提出方法

(1) 提出方法 郵送又は持参

(2) 記載事項

ア 意見提出者の住所及び氏名

イ 意見の内容及び理由

和歌山県告示第1531号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 新宮市佐野字秋津野2090の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 新宮市佐野字秋津野2090の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年11月25日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	那賀郡岩出町大字森字宮前184番、188番1、190番1、191番、192番1、193番1、228番1、229番1、230番1、231番1、231番4、232番、233番、234番、 那賀郡岩出町大字堀口字中池7番1、14番3、6番1、8番1、1番1の一部、2番1の一部、2番2の一部、 水路、里道
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市湊二丁目12番24号 合資会社湊組 無限責任社員 笹本誠昭

公 告

下記の行為は、港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項及び和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第3条の規定に違反しているため、当該船舶の所有者、使用者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対して港湾法第56条の4第1項及び和歌山県港湾施設管理条例第7条第1項の規定に基づき、下記期限までに港湾施設外に除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに港湾施設外に除却しないときは、港湾法第56条の4第2項の規定に基づき、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同条第8項の規定に基づき所有者等の負担とする。

平成17年11月25日

和歌山下津港港湾管理者

和歌山県知事 木村良樹

- 1 違反行為の内容 港湾施設内への船舶(2隻)の放置
- 2 違反行為のある場所 和歌山市湊1820番地の252(元紀の川貯木場)

3 除却期限 平成17年12月9日

4 本件に関する問い合わせ先

和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課管理班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3163

和歌山下津港湾事務所工務課

〒640-8287 和歌山市築港6丁目22番地

電話番号 073-431-7266